

介護保険コーナー 介護保険サービスの利用者負担が軽減される制度があります

社会福祉法人（奥出雲町内事業者では仁多福祉会・よこた福祉会が該当します）の介護保険サービス利用者の方で、次のサービスを利用している方は、利用者負担額の1/4が軽減される制度があります。

1. 軽減の対象となる介護サービスの種類と費用

介護サービスの種類	軽減される費用
特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）への入所	介護サービス費、食費、居住費
特別養護老人ホームなどへのショートステイ（短期入所生活介護）	介護サービス費、食費、滞在費
デイサービス（通所介護）	介護サービス費、食費
ホームヘルプサービス（訪問介護）	介護サービス費

2. 軽減の対象者

世帯全員（特別養護老人ホーム入所者の方は出身世帯も含む）が市町村民税非課税であり以下の5つの要件を全て満たしている方のうち、生活が困難な者として町が認めた方

1	年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円加算した額以下であること（遺族年金・障害年金等や仕送りなど全ての収入を含む）
2	預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員1人増えるごとに100万円加算した額以下であること
3	日常生活に供する資産（住居家屋等）以外に活用できる資産がないこと
4	負担能力のある親族等に扶養されていないこと（市町村民税課税者の扶養家族になっていない）
5	介護保険料を滞納していないこと

※なお、平成17年度税制改正（高齢者の非課税限度額の廃止）の影響により、これまで市町村民税非課税者であった方が、新たに課税される者になった場合は激変緩和措置がございますのでお問合せ下さい。

3. 軽減の手続き

仁多庁舎健康福祉課または横田庁舎町民課で随時受付をしています。

4. その他

所得が未申告の方については、市町村民税非課税世帯か確認ができませんので必ず申告しましょう。

お問合せは
健康福祉課介護保険係
電話 54-2781
有線 31-2781

介護保険あれこれ

介護保険料は前年度の所得により保険料額が決定します。所得が未申告の方は世帯の状況に応じて一定の基準により保険料を頂いています。但し、本人が課税年金収入等80万円以下の方などの場合は、世帯の状況によっては所得の申告をすると介護保険料が安くなる場合があります。

有線電話番号変更

【脱退】

○阿井・見寄
見寄共同作業所
61-3606

【名義変更】

○八川・小八川
(20-2381)

部田 良雄

部田 房子

○鳥上・追谷
(20-0036)

藤木 幸雄(藤木俊成)

藤木 冴子(藤木俊成)

○阿井・川東
(62-0701)

川角 花子(川角孝治)

川角 孝治

【番号訂正】

○出雲林業(株) 給油所
20-1400

20-1239

○出雲林業(株) 製材工場
20-1239

20-1400